

京都市立日吉ヶ丘高等学校の管理運営に関する規則及び京都市立塔南高等学校の管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年2月10日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第5号

京都市立日吉ヶ丘高等学校の管理運営に関する規則及び京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(京都市立日吉ヶ丘高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市立日吉ヶ丘高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「8月31日」を「8月24日」に、「9月1日」を「8月25日」に改める。

第6条第1項第5号中「8月31日」を「8月24日」に改め、同項第8号を削る。

第34条中「京都市教育委員会」を「教育委員会」に、「但し」を「ただし」に改める。

(京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(課程及び修業年限)」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

2 学年を次の学期に分ける。

前期 4月1日から10月11日まで

後期 10月12日から翌年3月31日まで

第5条に次の1項を加える。

- 3 校長は、前項の規定により難い特別の事情があるときは、あらかじめ京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出て、これを変更することができる。

第6条第1項第4号中「4月7日」を「4月6日」に改め、同項第5号中「8月31日」を「8月23日」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「12月21日」を「12月23日」に、「翌年1月7日」を「翌年1月6日」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 秋季休業日 10月の第2月曜日から10月の第3月曜日の前日まで

第6条第3項中「京都市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第34条中「京都市教育委員会」を「教育委員会」に改める。

別表第1第Ⅱ類の項中「理数系（理数系の教科・科目の履修に重点を置く類型）」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則別表第1の規定は、平成17年4月1日以降に入学する者から適用し、同日前に入学する者については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)